

在留特別許可に係るガイドライン

平成18年 月

法務省入国管理局

在留特別許可に係る基本的な考え方

在留特別許可の許否に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して判断することとしている。

在留特別許可の許否判断に係る考慮事項

在留特別許可に係る基本的な考え方については、上記のとおりであり当該許可に係る「基準」はないが、当該許可の許否判断に当たり、考慮する事項は次のとおりである。

積極要素

積極要素については、入管法第50条第1項第1号から第3号（注参照）に掲げる事由のほか、次のとおりである。

- (1) 当該外国人が、日本人の子又は特別永住者の子であること。
- (2) 当該外国人が、日本人又は特別永住者との間に出生した実子（嫡出子又は父から認知を受けた非嫡出子）を扶養している場合であって、次のいずれにも該当すること。
 - ア 当該実子が未成年かつ未婚であること。
 - イ 当該外国人が当該実子の親権を現に有していること。
 - ウ 当該外国人が当該実子を現に本邦において相当期間同居の上、監護及び養育していること。
- (3) 当該外国人が、日本人又は特別永住者と婚姻が法的に成立している場合（退去強制を免れるために、婚姻を仮装し、又は形式的な婚姻届を提出した場合を除く。）であって、次のいずれにも該当すること。

ア 夫婦として相当期間共同生活をし、相互に協力し扶助していること。

イ 夫婦の間に子がいるなど、婚姻が安定かつ成熟していること。

(4) 人道的配慮を必要とする特別な事情があるとき。

〈例〉

- ・ 難病・疾病等により本邦での治療を必要とする場合
- ・ 本邦への定着性が認められ、かつ、国籍国との関係が希薄になり、国籍国において生活することが極めて困難である場合

消極要素

消極要素については、次のとおりである。

(1) 刑罰法令違反又はこれに準ずる素行不良が認められるとき。

(2) 出入国管理行政の根幹にかかる違反又は反社会性の高い違反をしているとき。

〈例〉

- ・ 不法就労助長罪、集団密航に係る罪、旅券等の不正受交付等の罪などにより刑に処せられたことがあるとき。
- ・ 資格外活動、不法入国、不法上陸又は不法残留以外の退去強制事由に該当するとき。

(3) 過去に退去強制手続を受けたことがあるとき。

(注) 出入国管理及び難民認定法（抄）

（法務大臣の裁決の特例）

第50条 法務大臣は、前条第3項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2, 3 (略)

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に考慮しています。

在留特別許可制度については、これまでにも上記の観点から適切な運用を図ってきていくところ、在留特別許可処分の透明性を高めるため、同許可事例について、平成15年度26事例、同16年度28事例を公表してきました。今般、平成17年度に同許可された事例のうち、25事例を追加公表します（注1）。

また、平成17年については、在留特別許可処分の透明性を更に高めるとの観点から、在留特別許可をされなかった事例のうち25事例についても併せて公表します（注2）。

第3次出入国管理基本計画及び規制改革・民間開放推進3か年計画

○第3次出入国管理基本計画（平成17年3月）

2 強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組

（6）法違反者の状況に配慮した取扱い

ア 我が国社会とのつながりを踏まえた対応

…（略）…また、在留特別許可の許否の判断は、法務大臣の広範な裁量によるものであり、個々の事案ごとに諸事情を総合的に考慮して決定するものであることから、明確な基準を策定することは困難であるが、在留特別許可に係る透明性を高めるため、既に公表している在留特別許可の事例をより充実させ、さらに、他の不法滞在者に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、在留を特別に許可する際のガイドラインについて、その策定の適否も含めて、今後検討していく。

○規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定、平成18年3月31日閣議決定）

3 外国人移入・在留

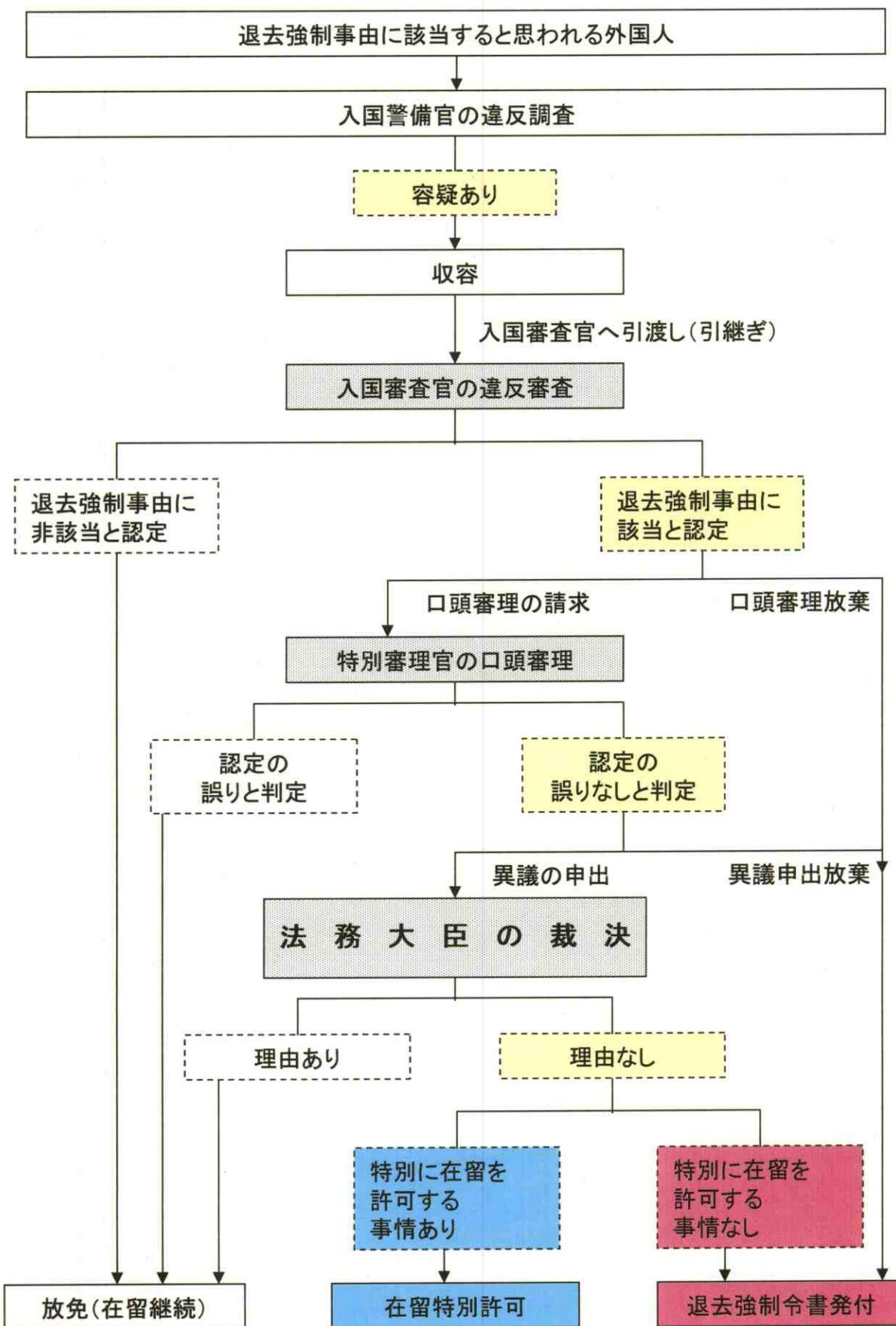
（3）永住許可及び在留特別許可に係る運用の明確化・透明化

② 在留特別許可されなかった事例の公表並びに在留特別許可のガイドライン化【平成18年度検討、結論】

「第3次出入国管理基本計画」（平成17年法務省告示第222号）が指摘する通り、出入国管理及び難民認定法第50条が規定する在留特別許可は永住許可と同じく法務大臣の裁量的な処分であり、その透明性・公平性を向上させる観点から、法務省のホームページ上で事例の公表がなされているところである。人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響が極めて大きい当該処分については、事案ごとの個別性が高いことを踏まえても、在留特別許可されなかった事例の公表を併せて行うことが予見可能性を高め、不法滞在を未然に防止することにもつながると期待される。

併せて、透明性・公平性を更に向上させることを指向して、在留を特別に許可する際のガイドラインの策定について総合的な観点より検討し、結論を得る。

退去強制手続の流れ



○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

昭和二十六年十月四日

政令第三百十九号

最近改正 平成十八年五月二十四日法律第四十三号

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者
- 二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者
- 二の二 第二十二条の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者
- 二の三 第二十二条の四第六項（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの
- 三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又はこの章の第一節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者
- 三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者
- 三の三 国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者
- 四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許

可を受けた者を除く。)で次に掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていると明らかに認められる者(人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。)

ロ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留する者

ハ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項(第六号を除く。)から第三項までの罪により刑に処せられた者

ホ 第七十四条から第七十四条の六の三まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

ヘ 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ト 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ヌ 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に關係がある業務に従事する者(人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。)

ル 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあり、唆し、又は助けた者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1) 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党そ

の他の団体

(3)(2)(1)

力 オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は

展示した者

ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十一章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第一百六十二条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したもの

五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

五の二 第十条第十項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

六 寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

六の二 第十六条第七項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

七 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項及び第四項の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

八 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者

十 第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三の許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの